

## 令和6年度第2回

# 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

## 議 事 録

日 時：2024年7月10日（木）午前10時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 3号会議室

## 1. 開 会

○事務局（江積区政課長） 皆様、本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

区政課長の江積でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまより、令和6年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催いたします。

本日は、（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例及び第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画について、前回からの修正点をご審議いただく予定となっております。

委員の皆様には、第1回審議会に引き続き、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、説明に入る前に、事務局から本日の資料並びに留意事項についてご連絡させていただきます。

まず、本日の資料は、資料1-1から資料2-2になります。お手元の資料をご確認ください。また、座席表、委員名簿、審議会規則を机上配付しております。

皆様、お手元に資料はございますか。もし途中で何かあれば、挙手をいただければ事務局の者が確認させていただきます。

続きまして、留意事項ですが、本審議会は公開となっており、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合につきましては、お手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

留意事項等の説明は、以上になります。

本日は、16名の委員にご出席をいただいております。札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、審議会規則に従いまして、以降の進行を神元会長にお願いしたいと思います。

神元会長、よろしくお願ひいたします。

## 2. 議 事

○神元会長 それでは、議事に入ります。

次第1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 犯罪被害者支援担当係長の鈴木でございます。

次第1、（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例についてご説明をいたします。

次第1に関する配付資料は、資料1-1の「（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の想定規定項目」新旧対照表と、資料1-2の修正箇所を反映させた現時点の最新の規定想定項目でございます。

本日は、まず初めに、前回の審議会でご意見、ご質問のあった点のうち、お答えし切れなかったもの、もしくは、追加で補足すべきものにつきまして、事務局の見解をお示しし

た後、お配りしております資料1-1の「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の想定規定項目」新旧対照表の内容についてご説明をいたします。

それでは、まず、前回の審議会におけるご意見、ご質問に関する事務局の見解についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料はありませんので、主に口頭でご説明いたします。

前回、相内委員及び鈴木委員から、犯罪等の定義のこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の判断プロセスを明確にすべきであるとのご意見をいただきました。

この犯罪等の定義につきましては、資料1-2の2番、用語の定義の一つ目の犯罪等に記載しております。

この「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないものの、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為を広く指します。

例えば、ストーカー行為規制法に規定されているつきまとい等で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害され、または、行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為、配偶者暴力防止法に規定されている身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動で、人格を否定するような暴言等、児童虐待防止法に規定されている児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食等で適切な食事を与えず子どもの健康、安全への配慮を怠ることがこれに該当します。

しかしながら、今申し上げたような行為を具体例として条例に列挙して定めるとしても、「等」や「準ずる」という文言を使わざるを得ないところでございます。

また、犯罪類型や治安問題が複雑化・多様化していることを踏まえますと、全ての行為を規定することは技術的な面から極めて困難であると言えます。

したがって、本条例では、犯罪等の対象を広く捉え、多くの犯罪被害者等を支援するという意図で準ずるという文言を用いております。

なお、この犯罪等の用語の定義は、犯罪被害者等基本法でも全く同じ文言で規定されており、本条例はこの基本法における規定に倣っているものです。

条例の規定ぶりについては、今、ご説明したとおりでございます。

実際の判断に際しましては、前回の審議会においてもお答えしたところでございますが、相内委員からご意見のありましたいわゆる判断プロセスのようなものとしたしましては、個別具体の事例、ケースによるところがございまして、本条例の趣旨、目的に沿って、その行為の対応や被害の内容、程度がどのようなものかについて、社会通念、つまり、社会一般に通用している常識や見解に照らして判断することとなります。

続きまして、前回の審議会において、木村委員から総合的対応窓口を設置しているけれども、子どもが使えるようなものに関してはどうかというご質問をいただきました。

このご質問に対しましては、現状の総合的対応窓口は、対象を大人、子どもというように制限をしているものではないというお答えをしていたところでございます。

この点につきまして、大鹿委員が勤務されていらっしゃるし、ほかの委員の皆様もご存じのこととは思いますが、札幌市の機関として、子どものことで困っている内容であれば、子どもも大人も相談できる「子どもの権利救済機関『子どもアシストセンター』」がごございます。具体的な犯罪等の被害に対する支援に関する内容となりますと、最終的には区政課の総合的対応窓口が関わることとなりますが、子どもに関することであれば、まずは「子どもアシストセンター」にご相談いただくという選択肢もあると考えております。

前回の審議会におけるご意見、ご質問に関する事務局の見解、補足は、以上でございます。

続きまして、資料1-1の「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の想定規定項目」新旧対照表の説明に移ります。

資料1-1をご覧ください。

この資料は、前回の審議会での指標等を踏まえまして、想定規定項目の変更点をまとめた資料となっております。

前回の審議会からの変更点は2点でございます。

1点目は、3番、基本理念についてです。

修正内容は、「3 基本理念」の②につきまして、「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間」という文言を、「安心して暮らすことができるよう」に変更するものです。

資料1-1の左側、修正前の文言は、犯罪被害者等基本法の条文を引用していたのですが、前回の審議会におきまして、前田委員から、「犯罪被害に遭った者は再び平穏な生活を営むことができるようには絶対ならない。」また、「時間が経てば元に戻っているのではないかと期待を込めてそのように思われるが、そうではない。」また、「そうではないと、周りに理解されないことに傷つく。」そして、「二次被害防止の一步とするため基本法の文章と異なるものとしてほしい。」といった趣旨の大変貴重なご意見をいただいたところでございました。このご意見を踏まえまして、資料1-1の右側のとおり、修正案を作成いたしました。

2点目は、6番、相談及び情報の提供等についてでございます。

修正内容は、「6 相談及び情報の提供等」の丸の一つ目に、「及び関係部局間の連携」という文言を追加するものです。

前回の審議会におきまして、大鹿委員から、「犯罪被害者は精神的に余裕がない状態であり、窓口をたらい回しにされることは避けなければならない。」といった趣旨のこちらでも大変貴重なご意見をいただきました。

この意見を踏まえまして、資料1-1の右側のとおり、修正案を作成いたしました。

この点につきましては、現在においても総合的対応窓口において、庁内の各部署と連携を図りまして、犯罪被害者等の負担とならないよう配慮した支援を行っているところでございますが、連携の面を条文に具体的に規定することといたしました。

なお、資料1-2は、今、ご説明した修正箇所を反映させた現時点の最新の規定想定項目となっております。

説明は、以上でございます。

○神元会長 それでは、ただいま説明のあった内容につきまして審議に移ります。

皆様、意見や質問等はありませんか。

○皆川委員 皆川です。

まず、前回いただいたA3判横の資料に、特化条例の規定という項目が記載されていて、その中で、要は、責務の明確化が大きなポイントとして必要性の中に取り上げられていました。この条文を見ても、第4条、第5条の責務の部分がかなりのスペースを取っているので、そこが重要な部分になるのかなと理解していたのです。各プレーヤーの責務を明確にすることが必要なことは理解します。

それで、前回の資料では、民間支援団体などという言葉も入っていたのですが、条文の中からその部分が抜け落ちてしまっています。これはなくてもいいのかなというふうに率直に思うところであります。

それから、具体的な内容について、市民等の責務と事業者の責務ですが、丸の一つ目と二つ目の書きぶりが全く同じです。ここは重要なパートだと思いますので、書き方等の工夫が必要ではないかと思えます。

あとは、字面の関係ですが、今、説明のありました第7条の修正として「及び関係部局間の連携」という言葉を付加しますという説明があったのですが、第4条の市の責務のところにおいても、「関係機関等との適切な役割分担を踏まえ」とか「関係機関と連携し」という言葉があるので、第7条に部局間の連携というものを入れるのであれば、こちらにも入れておかないと整合性が取れないのかなという気がします。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 今、大きく3点質問をいただきました。

1点目の民間支援団体に対して責務を課すべきではないか、課さないのかというご質問であったと思えます。

まず、前提としまして、ある対象に対して条例により責務、義務を課すということは、その義務、責務の内容というものが必要かつ合理的な最小限度のものではなければならぬと考えております。

民間支援団体に責務を課すということにつきましては、民間支援団体というのは事業者の中でも特定の団体に限定した義務、責務を課すということになりますので、その特定の民間支援団体とその他の事業者との関係で、団体の構成員の思想信条等に関して、合理的な理由なく差別、差別するのではないかというような懸念があると判断をしたところでございます。

実際に、他団体において、民間支援団体に対する責務というものを規定している団体というのは少数派でございます。そのような憲法的な懸念も若干ございまして、民間支援団体に対しては責務というものを課しておりません。

ただ、当然、具体的な取組の中で連携していくところがございますので、そのような形で対応を図ってまいりたいと考えております。

そして、2番目は、市民と事業者の責務の部分で、丸の二つ目の部分まで同じ書きぶりというご質問でございました。

市民等も事業者も責務として定めるべき重要なものというのは共通していると認識をしております、構成上、同じ文言としているところでございます。

ただ、事業者につきましては、特に留意をしていただきたいということで、丸の三つ目に、事業者のみを特出した構成となっております。

そして、三つ目のご質問の今回新たに追記をした連携のところでございます。

文言で、やや技術的なところがあるのですけれども、第4条の関係機関という文言の使い方は、いわゆる市外部の関係機関を想定しております。今回、第7条に追記をしたものが市内部の関係部局、部署との連携を指しております。札幌市の他の条例でも、これと同様の書き分けをしているものがございますので、文言としてはこのように修正案として出させていただいたところでございます。

○皆川委員 まず、1点目の民間支援団体について、これにこだわるわけではないのですが、企画のペーパーでは、民間支援団体についても責務を明確にしなければいけないという気持ちがおありになったのだろうな、でも、書きたいけれども、憲法上の云々といったような理解でよろしいですね。

それから、関係機関・団体との連携について、要は、たらい回しという懸念があるので、市の関係部局間でも連携を取らなければいけないということは、それは市の責務としても書き込むべきではないかという気はするのです。第7条にあって第4条にないというのは構成として理解できない部分があるのですが、書かなくていいのですか。ここに書かなくても、たらい回しの懸念を払拭できるのですか。

○事務局（江積区政課長） まず、今回、第7条を訂正させていただきましたけれども、こちらは、相談及び情報の提供を行うに当たって、特に市内部の連携をしっかりと行う必要があるということです。札幌市の取組ですので、市が一つになって取り組まなければならないのは当然ですけれども、特にこういうときにたらい回しや犯罪被害者の方々的心情に寄り添わない対応があるということで、特に特化して書かせていただいたというふうに考えております。

ですから、市の責務につきましては、当然として、関連部局の間で連携しなければならないということで、さらに関係機関との役割分担というものも公共の部分を担当し、しっかりと役割分担を図りながら市の責務を果たしていくということで規定させていただいております。現状においては、逆に、第7条で関連部局間の連携とあえて追記するという形が、この条例の趣旨を踏まえて適当ではないかと考えたところでございます。

○神元会長 それでは、ほかにもございませぬか。

○大鹿委員 とてもいい内容になりまして、ありがとうございます。

ただ、明石市では、実情に応じて何度も改正してアップデートしておりますので、札幌市も、実際にやっていく上で、こう付け加えたほうがいいというものがあったら付け加えていただきたいですし、前回お話ししたアウトリーチ支援や、過失犯の被害者に対する経済的支援などもアップデートしていく中で取り上げていただければと思っています。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 状況に応じて、適時適切に検討してまいりたいと考えております。

○神元会長 ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

○皆川委員 内容とは離れるかもしれませんが、この特化条例の制定は、政令市の中では最後のほうになってしまいましたよね。

それで、先行他市の条例を確認したわけではないのですが、先行他市を参考にされていると思うので、同じような内容になってしまうと、訴求力やニュースバリューといった面であまり目立たないのかなど。なおかつ、市長公約でもあるということで、札幌市として差別化を図る必要があるのではないかなという気がしています。

私は、何がいいのかというのは持っていません。ただ、例えば、市長の記者会見などで、この条例の札幌市の特色は何ですかというような質問を想定したときに、何か独自性や先進性といった部分を示せるように知恵を絞らなければいけないなという気がします。その辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 政令市の中でも制定するのが後ろのほうという状況において、同じような内容にならないような、札幌市としてのオリジナルの部分、差別化を図れる部分はないのかというご意見だったかと思います。

現状の条例の規定想定項目の中では、3番の基本理念におきまして、犯罪被害者等基本法では、①②④の三つの要素を基本理念としているところでございますけれども、札幌市といたしましては、二次被害及び再被害の発生防止が重要というふうに考えておりまして、基本理念については、この「二次被害及び再被害の発生防止」を加えまして、四つとしている点が一つ特徴的なところと認識をしております。

また、2番の用語の定義のうち「再被害」の部分は、他の政令指定都市よりも詳しく定義をしておりますので、支援の対象が明確にできているのではないかと考えているところでございます。

○神元委員 追加でご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 一番最後のほう、後発でということは、逆に言うと、先例がたくさんあるということでございますので、ぜひとも参考にして今後の改正などについても検討していただきたいと思います。

それでは、続きまして、次第2につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 地域防犯担当係長の下川原でございます。

説明資料は、お手元のA3判カラーの資料2-1「第4次札幌市犯罪のない安全で安心

なまちづくり等基本計画（案）の概要 ※令和6年7月10日時点」というものと、資料2-2「新旧対照表」の2点になります。

本日は、初めに、前回の審議会にていただきましたご意見、ご質問のうち、事務局から補足すべき点につきましてご説明いたします。その後、資料に基づき、前回お示ししました第4次基本計画の素案で修正を行った点につきましてご説明いたします。

それでは、まず、前回の審議会のご意見を受けての事務局からの補足ですが、恐れ入りますが、資料はありませんので、口頭でご説明させていただきます。

前回、佐々木委員からのご意見で、加害者にならないための教育について、札幌市はどういうふう施策を考慮されるのかといった趣旨のご意見をいただきました。

札幌市の教育委員会では、学校教育の重点の基盤として人間尊重の教育を位置づけまして、全ての教育活動において、子どもの個性、多様性を認め、支え励まし合う温かい人間関係の中で心豊かにしなやかに生きようとする態度を育むことを目指しております。

この方針を実現するために、小学校及び中学校では、子どもが道徳的価値について主体的に考え、他者との交流を通して自分の考えを深める道徳の授業が実施されております。札幌市としましては、このような道徳教育をはじめとする教育施策の中で命の尊さを学び、加害者にならないための取組を推進してまいりたいと考えております。

また、学校教育の場以外においても、例えば、インターネット・SNSによる犯罪被害防止に関する出前講座において、誹謗中傷や闇バイトなどに手を染めないための注意喚起を行うなど、防犯施策を通じた取組も進めてまいりたいと考えております。

ゆいネット北海道をはじめ、関係団体の皆様におかれましては、専門的なお立場からご助言、ご協力いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

続きまして、計画内容の修正点の説明に移らせていただきます。

主な修正内容については、資料2-1「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（案）の概要」に沿ってご説明させていただき、その後、計画本書の修正箇所について、資料2-2「新旧対照表」を用いてご説明させていただきます。

それでは、資料2-1の計画（案）の概要版をご覧ください。

こちらの資料は、前回の審議会のご意見等を踏まえまして、前回配付した概要資料からバージョンアップしたものです。本日は、主な修正箇所を中心にご説明させていただきます。

まず、資料の1ページ目の「第1章 計画の策定にあたって」の「3 基本的な考え方」です。

前回の審議会において、皆川委員から、「『犯罪を誘発する機会』の中に、インターネットについても盛り込むべきではないか」といった趣旨のご意見をいただきました。

インターネットは、その匿名性の高さから、近年、犯行の手段として利用されることが多い実態がありますので、その横の点線囲みの中の「犯罪を誘発する機会」の例示の中に、「インターネットやSNSを悪用する者との接触」という文言を追加させていただきます。



た。

続いての修正箇所は、「第2章 犯罪の現状と課題」の「1 犯罪の状況」でございます。

こちらにつきましては、この章の最後にお示しする計画推進に当たっての課題というものが統計的な裏づけに基づくものであることを明確にするため、平成13年から令和5年にかけての札幌市における刑法犯認知件数の推移とともに、「自転車盗」、「子どもの犯罪被害」、「高齢者の特殊詐欺被害」の件数を記載させていただきました。

続いて、「2 市民意識の実態」につきましても、第3次計画の総括の中で触れております、「札幌市が『犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち』だと思ふ人の割合」を記載し、この資料上で総括部分の根拠が分かるようにいたしました。

なお、令和6年度の46.4%につきましては、先月実施しました市民アンケートの結果を反映した最新の数字であり、この次の「3 第3次計画の検証」の中でお示ししている成果目標の表の「2 自ら犯罪に遭わないよう犯罪意識をもって暮らしている市民の割合」、「3 地域で防犯活動を行っている市民の割合」の実績値についても令和6年度のデータに差し替えております。

「2 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合」については、令和6年度が84.6%と令和元年度から横ばいで推移しておりまして、「3 地域で防犯活動を行っている市民の割合」については、令和元年度の7.5%から約8.7ポイント増の16.2%となっております。

続いての修正箇所は、資料右側中段の「4 第3次計画の総括と方向性」でございます。

こちらは、前回の審議会において、皆川委員からご指摘いただきました第3次計画の課題認識について、成果指標ごとの達成状況を踏まえ、整理を行いました。

一つ目の灰色囲み、成果指標1の分析の中では、三項目めで「自転車盗」、四項目めで「子どもの安全」を課題として位置づけております。

二つ目の灰色囲み、成果指標2の分析の中では、三項目めで「高齢者を中心とした特殊詐欺被害の拡大」と「闇バイト」を課題として位置づけておりまして、四項目で「インターネットやSNSを悪用した犯罪」を課題として位置づけております。

三つ目の灰色囲み、成果指標3の分析の中では、二項目めで「防犯活動の市民参加のさらなる促進」を課題として位置づけた上で、一番下の黄色囲みの部分に、今後の方向性としてこれらの課題を踏まえた対策を講じていくことを明記いたしました。

続いて、資料裏面の説明に移らせていただきます。

続いての修正箇所は、「第3章 計画の構成」の左側の中段、「3 重点テーマ」の部分でございます。

先ほどの第3次計画の総括と方向性における課題整理の修正にも関わるところでございますが、前回の審議会におきまして、皆川委員から、重点テーマは課題の中から選択すべきであり、達成目標や成果指標は課題解決の度合いを評価できる項目を盛り込むべきであ

るといった趣旨のご意見をいただきました。

特殊詐欺やネット犯罪など、課題として整理した項目については、子どもや高齢者が多く犯罪に巻き込まれる傾向がございます。例えば、ネット犯罪で言えば、SNSを通じて知り合った相手からの脅迫やわいせつ事案などは子どもの世代で多く、SNS型投資詐欺のような事案については、高齢の世代が被害の対象となることが比較的多く見られる傾向がございます。

このような傾向から、子どもや高齢者に関する対策を重点的にすべきと考えられることから、事務局といたしましては、現行案の「子どもの安全」と「高齢者の安全」の2点を重点テーマとして選定しております。

その上で、一番下の表の部分でございますが、重点テーマにおける達成目標について、事務局において、再度、検討、整理を行いました。

ご覧のとおり、重点テーマと達成目標の関連を明確にするため、「子どもの安全」と「高齢者の安全」にひもづく達成目標を記載する表記に修正しております。

また、「高齢者の安全」に係る達成目標として、「『高齢者の安全』に関する情報発信の回数」というものを追加いたしました。目標値は、令和7年度から令和11年度の5年間で150回としております。

これらの情報発信は、具体的には、地域防犯団体向けに毎月発行している犯罪統計レポートのほか、札幌市の公式SNSアカウントを活用した配信、各種イベントにおける啓発などを想定しております。

続いての修正箇所は、資料右上の4番、成果指標でございます。

成果指標については、重点テーマである「子どもの安全」と「高齢者の安全」との関連づけを明確にするため、表の「2 刑法犯認知件数に占める子どもの被害件数」及び「3 刑法犯認知件数に占める高齢者の被害件数」を成果指標に追加いたしました。

それぞれの目標値は、1番、刑法犯認知件数の減少率である約20%に合わせて、「子どもの被害件数」については3,200件未満、「高齢者の被害件数」については530件未満といたしました。

また、成果指標と各基本方針、重点テーマとの関連も明確にするため、表の右側に、関連する方針等を示す欄を追加いたしました。

四つの基本方針及び二つの重点テーマとの関連を網羅するよう、成果指標は、ご覧の6項目とし、計画の進捗状況を把握していきたいと考えております。

なお、最後の成果指標「6 犯罪被害者等への支援が必要だと思ふ市民の割合」につきましては、前回お示しした成果指標案の「犯罪被害者等支援に関心のある市民の割合」から変更したいと考えております。もともとは「関心がある」というところを、「支援が必要だと思ふ」という内容に変更するものでございます。

理由といたしましては、新たに制定する「札幌市犯罪被害者等支援条例」では、「犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、札幌市が実施する犯罪被害者等支援施策

に協力するよう努めること」を市民の責務に位置づけることを想定しておりますことから、「関心がある」という表現より一歩進んだ「支援が必要だと思う」市民の割合の増加を目標に定めるほうが適切であると判断したところでございます。

こちらの目標値につきましては、令和6年度の84.2%から約6%増の90%以上としたいと考えております。

続いての修正箇所は、2枚目の体系図が書かれている資料になります。

前回の審議会後、改めて、他部局の関連事業の整理を行い、DV関連の取組を追加いたしました。

追加した取組は、「09 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発」でございます。

前回の審議会におきまして、桑原委員から、「父親から子どもへの虐待の背景には配偶者に対するDVというものがある。配偶者に対する支援を今後も続けていくとともに、加害者にならないための取組も組み込んでほしい。」といった趣旨のご意見をいただきました。

DV被害を潜在化させないためには、まずは被害者自身が被害を受けていることを認識することが必要であり、加害者にも被害者にもならないような予防啓発などの取組が重要であるものと認識しております。

札幌市では、男女共同参画センターにおきまして、パンフレットや各種広報媒体を活用した配偶者暴力根絶のための普及啓発活動を実施しておりますので、この取組を計画の関連事業に位置づけさせていただきました。

概要版による主な修正箇所の説明は、以上となります。

続きまして、計画本書素案の主な修正箇所についてご説明いたします。

資料2-2の新旧対照表に沿ってご説明させていただきますが、概要版の中で触れました部分の修正や軽易な字句修正などについては省略させていただきます。

まず、資料の1ページから2ページにかけて、計画素案では、3ページの「基本的な考え方」の「(1)安全で安心なまちづくり」の部分ですが、インターネットを「犯罪を誘発する機会」に位置づけたことに伴い、本文全体の修正を行い、赤字の部分を追加したところでございます。

続いて、2ページの下段をご覧ください。

2ページの下段から11ページにかけての修正になりますけれども、こちらは計画本書素案の13ページから20ページに掲載しておりましたインターネットアンケートの最新の結果を反映したものでございまして、令和5年度の回答結果を、今年度である令和6年度の回答結果に修正したものでございます。

資料の3ページをご覧ください。

「ア 札幌市が『犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち』だと思いますか」については、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合が令和5年度は、表の左側のグラフのとおり46%でしたが、令和6年度は、表の右側のグラフの

とおり46.4%ということで、ほぼ変わっていないというような結果になっております。

続いて、4ページをご覧ください。

「イ 『犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち』ではないと思った理由は何ですか」という設問に対して、左側の令和5年度は、「札幌市内の犯罪が増えていると感じているから」と回答した人の割合が最も多く77.6%という結果でございました。令和6年度につきましては、「ニュース等の報道で、札幌市内で発生した犯罪を頻繁に見るから」という回答が57.9%と最も多い結果となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。

「ウ 自ら犯罪に遭わないよう、出かけるときは短時間でも施錠したり、明るい道を歩くなど、常に防犯意識をもって暮らしていますか」という設問については、「常に意識している」、「どちらかといえば意識をしている」と回答した人の割合は、令和5年度が85.2%でございましたが、令和6年度は84.6%と、ほぼ変わっていないというような結果が出ております。

続いて、6ページをご覧ください。

「エ どのような防犯対策をしていますか」という設問でございますが、こちらは、令和5年度と令和6年度の回答の傾向には大きな差は見られない状況でございました。

続いて、7ページをご覧ください。

「オ 地域で行う防犯活動を行っていますか」とにつきましては、「行っている」と答えた人の割合が令和5年度の10.8%に対し、令和6年度は16.2%と大きく数字を伸ばしております。

続きまして、8ページの「カ 地域で行うどのような防犯活動に参加していますか」につきましては、令和5年度と令和6年度で少数回答の割合に多少変更がございましたので、選択肢の順序は入れ替わっているところがございますけれども、一番下の選択肢、「上記のような具体的な活動はしていないが、日常生活の中で防犯意識の意識を持って行動している」という回答が令和5年度、6年度ともに約半数という状況になっております。

続いて、9ページの「キ 地域で行う防犯活動に興味がありますか」については、令和5年度、令和6年度の回答の傾向にはほとんど差はないという状況でございます。

続いて、10ページをご覧ください。

「ク どのような条件を整えば、地域で行う防犯活動に参加しやすくなると思いますか」も、令和5年度、令和6年度の回答の傾向にはほとんど差がないという状況でございます。

続いて、11ページの「ケ 個人で気軽に実施できる『ながら防犯（ながら見守り）』について知っていますか」については、「知っている」と答えた人の割合が令和5年度12.5%に対し、令和6年度は17.4%と、認知度の上昇が見られる結果となっております。

続いて、その下の「コ 『ながら防犯』を実施していますか」の設問については、「よく実施している」、「時々実施している」と回答した人の割合が、令和5年度が63.3%、

令和6年度は58.6%と、おおむね横ばいで推移しております。

続いて、12ページをご覧ください。

「(1) 成果指標の達成状況」の本文と、13ページの「(表8) 第3次計画における成果指標の達成状況」の表についても、今年度、最新のアンケート結果を反映した修正となっております。

続いて、13ページの中段をご覧ください。

計画本書素案では、30ページの「4 第3次計画の総括と方向性」でございます。

修正内容につきましては、14ページから15ページにかけての右側に、変更後の赤字の追記部分がありますけれども、課題として、「子どもの安全」、「特殊詐欺」、「ネット犯罪」及び「防犯活動の市民参加のさらなる促進」を本文の中に盛り込んだ修正でございます。

続きまして、15ページの「3 重点テーマ」から17ページの成果指標の表までの部分については、計画本書素案の34ページから36ページまでの重点テーマや成果指標の追加に伴う修正でございます。

続いての修正箇所は、18ページになります。

計画素案では、40ページの基本施策ごとの主な取組の「01 市民に対する啓発活動の実施」でございます。

前回の審議会におきまして、山崎委員から、「自転車等を防ぐためにツーロックと自転車防犯登録は必須の要件なので、自転車盗対策の広報啓発の部分で、『ツーロックと自転車防犯登録の徹底を図る』といった表現を盛り込んでいただきたい。」といった趣旨のご意見をいただきました。市民アンケートの結果からも、自転車の防犯登録を行っている市民の割合は低いという実態もあり、ツーロックは自転車の盗難被害の防止に効果があるものと認識しておりますので、ご意見を反映した修正を行ったところでございます。

続いて、その下の「09 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発」については、新たに追加した取組項目となっております。その下の「10 デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進」と「11 ティーンズナビさっぽろによる情報発信」につきましては、計画体系の中でひもづける基本施策を再整理したものでございます。

続きまして、19ページの中段、「55 女性のための性暴力相談窓口の設置」については、性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH)への相談は女性に限定していないので、「女性のための」という文言を削除した修正でございます。

計画本書素案における主な修正箇所は、以上となります。

次第2の説明は、以上となります。

○神元会長 それでは、ただいま説明のあった内容について審議に移ります。

皆様、意見や質問等はございませんか。

○前田委員 北海道交通事故被害者の会の前田です。

前回も申し上げましたけれども、犯罪被害者等基本法に則って札幌市において条例がつ

くられる運びになったことに、大変勇気をいただいております。

それで、私たちは、基本法で被害者の尊厳と権利が明記されたこと、それから、被害者の視点からの施策が基本法でうたわれて、それが基本計画等で実施されつつあります。そのことに希望を持っているわけですがけれども、札幌市においてもそのことを強く願うところではあります。

それで、何点か具体的にお願いしたいと思っております。

被害者支援条例ができて、それに基づく計画もあるのかなど私は思っておりましたけれども、前回の提案の中で、これが現状のまちづくり基本計画の中に盛り込まれるというふうな理解でいいわけですね。

それで、その際に、私は、支援条例が新たに加わったことが基本計画の名称からも明らかになるように、今、対案はないので次回までに私も考えてきたいと思っておりますけれども、支援条例が加わった計画であることが明らかになるような名称を望むものです。

それで、小さなことで忘れないうちに言っておきますけれども、先ほど説明のありました第1章の3番の基本的な考え方の犯罪被害者等支援のところ、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図り」という文章があります。私は、この言葉にこだわりがありまして、こういうふうを書くのであれば、「利益」を取って「尊厳」を入れてほしいと思っております。犯罪被害者等の尊厳と権利の保護でも確立でもいいのですけれども、そのように文言を変えることが偏見を防ぐことにつながる大事なことでありたいと思っております。

次は、第2章の現状と課題に、犯罪の状況があります。結論を言いますと、私は、ここに人身の交通事故の被害の現状といいますか、認知件数を加えるべきだと思っております。前回、支援の対象に交通犯罪も加わるということが名言されましたので、そのために一般の人が分かるようにもするためにも、ここに加えていただきたいと思っております。

なお、このことについては、北海道の基本計画の中にも明確にあります。北海道の支援条例があって、それに基づく基本計画がありますけれども、北海道における犯罪の状況、刑法犯の認知件数というグラフがありまして、その次に、交通事故（人身事故）の発生件数というものがあるのです。これがあることによって、確かに、交通犯罪の被害ももちろん支援の対象なのだということが明確になると思っておりますし、今の本当に悲惨で深刻な子ども、高齢者、歩行者、自転車の被害を認識してもらおう上でも、このことをぜひ今回の基本計画に入れていただきたいと思っております。

ちなみに、道警の発表によりますと、昨年の交通死傷被害は4,592件で、死者27人で、負傷者は5,256人です。そして、いろいろ報道されているように、小学生が被害に遭ったりということがあります。

それが2点目の意見です。

それで、最後に、支援条例ができて基本計画があるのだということをより明確にするためにも、前回、私が意見を申し上げて取り入れていただいた再び平穏な生活を営むことができるではなくてという表現ですがけれども、このことは4次計画の中でも取り組んでいた

だきたいと思います。第3章の基本方針と基本施策の基本方針4の表題がありますけれども、ここはやはり条例と同じように、再び平穏な生活云々に変えていただいたほうがより理解が深まると考えますので、よろしくをお願いします。

○神元会長 これは、私も全てごもつともだと思います。

やはり、これは第1章を「利益」としますと、何か被害者側の遺族が焼け太っているのではないかという誹謗中傷がSNSなどで殺到するということがあってはいけないことでございますので、「尊厳」と変えるのは全く至極ごもつともだと思います。

また、第2章の交通犯罪云々につきましても、交通事故で子どもが被害に遭うというのも当然あるわけでございます。また、交通犯罪につきましては、コロナ禍ですっと下がっていたのがコロナ禍が明けてからまた半年で上がってきていますので、ここで徹底的に潰しておくためにも、特に、交通犯罪はデータとして上げておくのはいいことかなと私は思います。

第3章については、ごもつともでございます。

○事務局（江積区政課長） 複数ございましたので、何点かお答えさせていただきます。

まず、最初にご質問のありました計画の名称で、今回、新たに条例の制定が行われた後の計画であることが分かりやすいようにというご提案であったかと思えます。

その部分については、どういう形がいいのかというのは、私も今すぐお答えできないのですが、どういったことができるのか、あとは、この計画の書きぶりはこういう形だったとしても、今回、犯罪被害者の条例の制定を終えた後の広報啓発をレベルアップしてやっていくことを位置づけておりますので、その中でどういったことができるのかも含めて、9月に答申案をお示しする形になるかと思えますので、そこまでの間に考えさせていただきたいと思います。

2点目の利益の部分につきましては、そういった形での変更について考えさせていただければと思います。

3点目の交通事故と交通計画の関係ですけれども、札幌市では、交通安全対策基本法というものに基づきまして、交通安全の推進に関する取組を具体的に定めた交通安全計画を別途策定しているところで、現在は、第11次、令和3年度から7年度の計画が運用されているところでございます。

交通安全対策の計画的な推進につきましては、北海道、北海道警察のほか、関係行政機関などで構成される交通安全対策会議においても審議されているところでございます。

このように、交通安全対策については、個別の計画及び審議体制が確立されていることから、これまでも本計画の対象から除いているところでございます。

続きまして、4点目にありました第3章の計画の構成の基本方針4は、先ほど条例の部分について修正をさせていただきましたので、それに合わせる形で修正する方向で検討させていただきたいと思っております。

○神元委員 それでは、ほかに、質問、ご意見はございませんか。

○佐々木委員 ゆいネット北海道の佐々木でございます。

2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

性犯罪の場合、加害者は身内、実父が45%です。身内が多いとなると、犯罪を誘発する機会のところには全く入りませんよね。要するに、照明が暗いとか周囲に人がいないではなく、家庭の中で起こることなのです。

そういうふうに考えると、性犯罪だけに特化したり、だからここを変えてほしいというわけではないですけれども、顔見知りがほとんどだということがあるので、もちろん、去年ぐらいからSNSで知り合っというような、顔見知り程度というか、本当に知らない人同士というところの被害もありますけれども、委員の先生たちが性被害をどういう関係性と考えているのか、そこら辺の文言をどういうふうを考えられているかということが一つです。

もう一つは、この重点テーマの目標値の子どもの安全のところでの関連講座と実施回数の150件というものは、どういうところから出てきて、どういうものを関連講座とするのか。もちろん、それが成果指標の犯罪件数全体が下がることにつながっていると思うのですけれども、その回数が出たところについて、高齢者の安全の関連講座の数値も含めて、教えていただきたいと思います。

○事務局（江積区政課長） まず、今回の子どもの安全の達成目標については、現時点においては、出前講座の「子どもの防犯教室」や「インターネット・SNSの脅威」のほか、体験型の防犯教室を想定しているものでございます。高齢者の安全の関連講座についても出前講座を想定しています。

それと、性被害につきましては、私どもでも支援金の給付を日々行っておりますので、おっしゃられるようなことがあることも認識はしているところでございます。支援金の中では、身内については取扱いとしては違う部分でございますけれども、そういう状況が非常に多いということは認識しております。最近は、おっしゃられたように、インターネット上で少し信頼関係ができた形で性被害に及ぶ状況があるということも認識しているところでございます。

その部分について、この計画の中でどう位置づけていくことができるのかというご質問であったかと思いますが、今この短い時間の中で具体的にどういうふうに入れ込むのかというのはまだ思い浮かばないのですけれども、先ほど委員のご指摘のとおり、子どもの安全については、非常に重要な事柄かと思っておりますので、どういったことができるのか、これも次回答申案として示させていただき前に少し検討させていただいて、場合によってはご相談をさせていただきながら考えさせていただきたいと思います。

○神元会長 性犯罪につきまして、いわゆるレイプ、不同意性交等につきましては、確かに、データとしては顔見知りが圧倒的、また、親族もだんだん増えぞみという状況にあります。

しかしながら、不同意わいせつは、逆に、顔見知りではないという関係で、例えば、夜



道を歩いていて急に胸やお尻などをつかまれるというものもありますから、こちらはむしろ街頭犯罪的なもので防犯カメラは非常に有効であります。

また、さらに家庭内での性的DVというものもだんだん増えていますので、二面性どころか、これは三面性あるというわけで、対応はなかなか難しいところではございますが、市のほうで検討をよろしく願いいたします。

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

○相内委員 相内です。

二つございます。

一つ目は、計画案そのものというよりは、現場で知見が得られたので、実施していく上で多少参考になれば程度の意見として聞いていただきたいと思います。

資料2-1に新規事業として上げていただいている「05 闇バイトの防止に関する啓発」のところです。私は、18歳になってしまって福祉の網から抜けることになってしまった元非行少年や元ぐ犯少年、いわゆるケアリーパーと呼ばれる方々の就労支援をお手伝いさせていただいています。

そういう方々のお話を聞いていると、闇バイトという言葉に対してハイリスクハイリターンのものであるというようなイメージを持っているみたいなのです。話をしていく中で、そもそも闇バイトが仕事になると思っているのかというお話をすると、だって、闇バイトでしょうと。当然、捕まることもあるのだろうけれども、うまくいけば稼げるのではないかと。実際は、闇バイトは、だまされて、その後、お金を納め続けさせられるとか、トカゲの尻尾切りの尻尾部分にさせられるだけで、そもそも仕事ではないのだよという話をしたときに、では、何で闇バイトという言葉で、世の中、マスコミは使っているのだと言われて、確かにそうだなと思ったのです。

やはり、名称が与えるイメージは大きいなと思っていて、特に、この闇バイトの防止という言葉が届いてほしい年代、まだ多感な時期の子たちもたくさんいるので、どうもこの闇バイトの闇という字が格好よく聞こえるらしいのです。

福岡かどこかで、暴走族を名前から変えようみたいな動きがあったと思いますけれども、もちろん闇バイトは通称で流布されていることですから、それを使ったとしても、実際はこうなのだよと、闇バイトという言葉であっても、それはバイトになり得ないと、あなたがだまされて、搾取されて、利用されるだけなのだということの啓発をすとか、そもそも言葉自体を札幌ではこう呼ぼうというのは難しいかもしれないですけども、実際のイメージとしてはこんなものだよというようなことを伝えるような活動があってもいいのかなと思っています。

特に、最近、立て続けにそういった話を聞いたので、いい機会だなと思ってお話をさせていただきました。

二つ目は、名称つながりなのかもしれないですけども、先ほど前田委員がおっしゃっていた計画名のところで、条例が施行されるに当たってアプローチできないのかというよ

うなご意見について、なるほどなと思いました。

ただ、僕も、市民に届きやすい、そして、条例ができたよということが届く名称だといいなと思う一方で、これは第1次、第2次、第3次で、第4次とつながっていく計画だと思うので、ここをそもそも変えるというのもきっと難しいことなのだろうなと思いながら話を聞いていました。

ですから、何か通称名みたいなものがあったらいいのかなと思っております。結果的に、前田委員がおっしゃっている主訴としては、こういう条例も始まることになって、それが市民に届くかどうかというところだと思うので、通称名があったらいいのかなと思いました。

それから、いつもそうですけれども、今日も妻に午前中の予定は何なのと言われて答えたのですが、この会議名は長いですよ。仕方がないことですが、確かに、この計画もこのままの計画名だと、長くてなかなか使いにくいところもあるのかなと思っています。名称をつくることによって訴求することはあると思うので、計画そのものの名前を変えることが難しかったら通称名があったらいいのかなと思いました。もちろん、あくまで一意見ですので、そうしてくださいという意味ではないです。

二つお話をさせていただきました。

○事務局（江積区政課長） 確かに、行政の広報は、我々も日々悩みながら行っているところです。計画の内容を適切にしっかりと表現しなければならないという行政的な側面がある一方で、それは対象の方や市民の方々に伝わらなければ意味がないということも、まさにそのとおりでございます。

ですので、今回の基本計画についても、広報啓発のレベルアップですとか、特に、犯罪被害者の条例についてはしっかり行っていくことが必要だと認識しておりますので、今いただいたようなご意見も含めて、どういったことができるのかというのは引き続き検討してまいりたいと思います。

○神元会長 この手の名称は、定着するかどうかが一番重要でございます。例えば、今、特殊詐欺などというものも、かつてはオレオレ詐欺と言いましたけれども、それから振り込め詐欺といたら、今度は振り込んでいないということで、非振り込め振り込め詐欺、さらには、母さん助けて詐欺なんていう名称も提唱されたことがありましたが、全く定着しなかったものですから、やるとしたら、例えば、闇バイト（犯罪バイト）、あるいは、（バイトを偽装した犯罪）というように括弧をつけてやると、もしかしたら定着までつながるのかなと思います。

また、刑法学の観点から言いますと、数年前に出た判例ですけれども、まさにこの手の闇バイトで非振り込め振り込め詐欺の受け子を引き受けたという男がおりまして、何度もやっていたのだけれども、自分はもしかしたら犯罪の片棒を担いでいるのではないかと疑問を持って警察に相談に行ったところ、これは詐欺かもしれないからやめたほうがいいよと言われたのだけれども、やめろと言われなかったから続けてみたというので捕まったとい

うのがあるのです。これは、しかしながら、確定判決でございますが、詐欺の故意なしで無罪になっております。警察からその程度しか止められていなかったというのであれば、もしかしたら罪として認識しなかったのではないかとということでございます。

犯罪の防止の観点からも、闇バイトに関する啓発をするときには、それはもう犯罪だというぐらいにかなり強い特定口調で述べていったほうが有効かと個人的には考えております。

ほかに、意見、質問等はありませんか。

○山本委員 皆さんの意見は専門的で、確かに立派な意見をいただいたのですけれども、私ども保護司の中に心情等伝達制度というのがあります。これはどういうものかという、要するに、犯罪被害者や遺族の方が心情などを加害者にはかかっていただいて、その意見をまたフィードバックして聞いてもらう。その中で、お互いに相乗効果的な意見を出せるような制度です。ずっと聞いてまして、性暴力や子どもたちの云々というものも、SNSや闇バイトだとかいうものも、我々もいっだけ担当しているのです。

確かに、女性のための性暴力の相談窓口で、先ほど神元会長からお話がありましたけれども、性暴力に対してもいろいろな事例ありまして、家庭でもあるし、それから、学校内でもあるし、そのほかにもそういう事例は結構あるのです。

ただ、表面的になかなか出ていないので、皆さん、多分、そういうばかなことする人はいないだろうと考えていますけれども、そういうものが結構ございます。

なので、札幌市も、独自に心情等伝達制度のようなことを専門の人と協力し合っでできないのかなと思うのです。我々は、札幌市単独でやってくれとは絶対言いません。これはもういろいろな事情がありますので、例えば、道警や児相などの専門のところとプロジェクトみたいなものをつくってやっていただければ、少しでも改善されるのではないかなと思います。

○事務局（江積区政課長） おっしゃっていただいたとおり、今のようなことは札幌市だけで何かできるものではないと思いますが、警察、保護観察所など、いろいろなところと連携しながら、どういったことができるのかというのは引き続き考えていく必要があるのかなと思っております。

○神元会長 性犯罪の被害に関しましては、泣き寝入り率がかなり高いと言われております。以前、犯罪白書で法務省が統計を取ったところでは、恐らく、6割から9割近くは泣き寝入りを選択している。また、泣き寝入りを選択した理由としましても、警察があまり信頼できないというデータが統計上あります。あとは、どこに相談するのかが分からないという声もあったとのことでした。

当然、警察はそういうものに対応するべきですが、まさに、市の相談窓口というものはかなり重要なのではないかと。警察は怖いかもしれないけれども、こちらだったら女性の担当者の方が親身になってくれて、あるいは、そこから警察に連絡が行くということで、市の相談窓口はかなり重要なものだと私としては理解しております。

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

○大鹿委員 基本計画の基本目標の一覧表ですけれども、多分、基本方針の中の4項のところと今回の条例に係るところだと思っておりますけれども、基本方針と第3条の基本理念が合っているほうが分かりやすいのかなと思っております。

第3条の基本理念を見ますと、「犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行わなければならない」の途切れない支援というところは、主に経済的支援になると思っておりますけれども、せっかく札幌市ですばらしい経済的な支援、施策があるので、そういうものをここに入れてもいいのかなと思いました。

次に、「二次被害及び再被害の発生の防止」とありますけれども、それも基本施策の項目として入れていただいて、二次被害、再被害防止のために何をしているかというものが明確にしたほうが分かりやすいのかなと思いました。例えば、転居費用の補助もされておりますし、先ほど話もありましたけれども、個人情報の保護をきちんとやるのだよということを入れてもいいのかなと思いました。

最後に、「関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進」と書いてありますけれども、それも基本施策の項目の中に、関係機関との連携というものを入れていただいて、過去に、毎年、北海道家庭生活総合カウンセリングセンターが事務局となって、北海道警察主催の北海道被害者支援連絡協議会という関係機関が集まる会議を1年に1回ぐらいやっていたのですが、ああいうものをちゃんとやって、大きな会議と顔が見える会議みたいな感じで連携を深めていって、顔が見える連携ができるようにしていただきたいなと思っております、それを基本施策の中に入れていただきたいと思いました。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 今いただいた条例の文言、基本理念と基本施策を合わせるべきというご意見ですけれども、この文言をどうするかというところは検討する必要があるのかなと考えております。

また、次に、二次被害の関係も盛り込むべきではという話でしたけれども、今年度第1回の審議会の中の本書案のところ、この計画の一覧でいいますと、「85 市民理解の促進に向けた情報発信・広報啓発」のところ、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、市民が正しい理解と知識を持ちというような具体的な記載をしているところでございます。それが現状の案でございます。

また、経済的な支援につきましても、現行の基本施策の3番が支援金・助成金の支給、経済的負担の軽減でございますが、こちらも前回の本書案で、各種支援金の支給や住居、家事関連の費用の助成を明記しておりますので、そこは現時点でもカバーされているものと考えております。

連携につきまして、今現在、例えば、支援金を支給するに当たって、北海道警察の担当部署の方から情報をいただいて連携しているのですとか、例えば、札幌市の職員の研修に当たっては、カウンセリングセンターの皆様にご協力いただいて講師にお招きをして研修をしていただいたりといった相互の連携を行っているものでございます。

計画にどのように盛り込むかについては検討させていただきたいと思いますが、現時点ではそのような取組として行っております。

○大鹿委員 東京都の支援計画の中では、犯罪被害者、被害者団体、被害者支援団体を対象として、被害者の心身の状況の変化や被害後の生活上の変化、被害後の二次被害、今後の支援内容についての調査も行っています。今回は時間の関係があったのでしょうかけれども、次回の計画のときにはそういった調査も踏まえて被害者支援を考えていただければと思っています。

○神元会長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

○皆川委員 特殊詐欺やインターネット関連の犯罪防止に関する記載を大きく付加していただきました。ありがとうございます。

関連を含めて、3点ほど質問というか、意見です。

まず、1点目は、資料2-1の成果指標の目標値、1番の刑法犯認知件数の目標値が基準値に対する割合が79%です。これは重点テーマですが、2番、3番の基準値に対する目標値がそれぞれ78%と77%です。1番の全体の79%に対して、ほぼ同じ値となっているのは、これは重点テーマの数値の設定としてはもう少し頑張るべきなのではないかなという気がします。70%ぐらいになればいいなというふうに思っています。それが1点目です。

それから、2点目は、この成果指標の中に特殊詐欺の被害金額というものを入れられないでしょうか。今回、特殊詐欺関連で記載を大きく増やしていただいて、この計画として大きく盛り込まれました。その中で、やはり特殊詐欺の関連で、一番インパクトがあるのは被害額かなという気がしています。過年度の推移を見ると、上がったりがあって、目標設定のレベルというのは難しいと思うのですが、やはり金額を入れていただきたいというのが2点目の意見です。

それから、3点目は、同じく特殊詐欺の関係で、最後のプロセスというのが金融機関やコンビニですよね。具体的な取組が100項目ぐらいありまして、その中身を見たのですが、金融機関やコンビニに対する協力要請というものは市がリーダーシップを取らないのでしょうか。警察などの役割になるのですか。私は、札幌市がそういう協力要請とか、リーダーシップを取って、この取組の中に盛り込んだほうがいいのではないのかなという気がするのですが、可能であれば入れていただきたいと思うのですが、その辺の関係についてお聞きします。

以上、3点です。

○事務局（江積区政課長） 1点目の数値の関係ですけれども、バックデータも用いながら、一旦、目標値として設定しているところではあります。あとは、見やすい数字というところもあって設定しているものですから、大きく違っていかない場合にはこの設定で行きたいなというふうには考えておりますけれども、もう一度、バックデータを精査させていただこうかなと思います。

続きまして、特殊詐欺の被害額ですが、私も毎月何件かずつ特殊詐欺の防止のための出前講座で地域に行っているのですよね。そのときに、やはり反響として大きいのは被害額で、最近だと、特殊詐欺も合わせて、投資の被害額について、5月までですごい額が出ていますので、そういったもののインパクトというのは出前講座で皆さんとお話しする中で感じているところです。

今のこの全体の中でどこにどうなのかというところまでまだ思いが至っていませんが、今でも伝えてはいるのですけれども、これから広報を行っていくときはしっかり伝えていかなければならないところかなと考えております。

関係機関との連携というものは、今でも防犯の関係ではコンビニの団体と連携した広報は行っているところではあるのですけれども、当然、事柄によって、警察や関係機関との連携というものは大事になってくると思いますので、そこは引き続き行っていきたいなと思っているところでございます。

○皆川委員 最後のところで確認ですけれども、96番まである取組の中に、コンビニや金融機関への協力要請に該当するものはあるのですか。それがどこに当たるのか、探せなかったのですけれども、あるのであればそれを教えてください。

○事務局（江積区政課長） 事柄としては、コンビニに協力いただいているのは、「01市民に対する啓発活動の実施」で行っております。

年度末にご報告させていただいている取組の報告では、ご協力をいただいたということの一部記載してあるのではないかと思います。

そのことについては、引き続きしっかりと行いながらも、そういうこともやっていることが分かるような形を考えさせていただきたいと思います。

○神元会長 基本施策の1番ですけれども、個人の防犯意識云々と個人とついていると、事業者向けにはあまりというようなイメージを持たれるかもしれません。

あるいは、これも個人を市民に変えて、市民のところに、市民・事業者などをつけると、確かに、隙はないのかもしれないなと今考えたところでございます。

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

なければ、私からでございますけれども、子どもの犯罪被害でございますけれども、窃盗の被害の4割は自転車盗である、そして、これはあくまでも刑法犯でございますから、児童ポルノ法などは除いているということを考えると、つまり、恐らくは子どもの犯罪被害のかなりの部分が自転車盗であるということになるわけでございます。

自転車盗に対する対策としてはどういものが有効かという、当然、ツーロック等の普及と防犯登録でございますが、防犯登録は被害の回復に役立つものでございます。見つけた自転車が返ってくるというものです。ですから、これはツーロックを普及するため、例えば、小学校で小学生がつい面倒くさいからツーロックをやらないというのを、これは必要なことだよというふうに教えるというのが重要なことかと思っております。

しかしながら、現実問題、自転車が大量に止められていてツーロックされているものが

あったとした場合、自転車盗はツーロックをされていないものを探して盗むわけですので、結局、件数はあまり影響しないというか、変わらない可能性が高いわけですので、では、どういう手が有効かという点、防犯カメラということになるわけですので、町内会へ防犯カメラの設置の補助を強く働きかける、あるいは、予算の制約等がありますけれども、自転車が多く止められている自転車置場などへの防犯カメラの設置について、ぜひともこちらも前向きに検討していただきたいと考えております。

これまでいただいた意見を踏まえて、修正の必要がありましたら、こちらは次回の審議会でご提示いただくよう、よろしくお願いたします。

最後に、各委員から、これまでの議論の全体を振り返りまして、ご質問やご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元会長 これまで、本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、司会を事務局にお返しします。

### 3. 閉 会

○事務局（江積区政課長） 神元会長、ありがとうございました。

委員の皆様、前回に引き続き、長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

最後に、1点広報させていただきます。

山本委員からご紹介いただきました北海道再犯防止推進フォーラムが7月24日にかける2・7で行われます。

例年、行われておりますが、様々な活動の紹介もございますので、ぜひご参加いただければと思います。QRコードからも申し込みができるようになっているのでございますので、ここにいらっしゃる方々、関係者の方々に周知いただけると幸いです。よろしくお願いたします。

そして、今回は、本日までの審議結果を踏まえまして、第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定について及び（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の制定についての2件の諮問事項における答申（案）を事務局において取りまとめたと考えております。

次回の審議会では、この内容についてご審議いただく予定でございますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

次回の審議会の開催は、9月9日の午前10時からを予定しております。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上